

三十 第68条の60（技術等海外取引に係る連結所得の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
第4章 削 除	第4章 連結法人の技術等海外取引に係る課税の特例
（廃 止）	第68条の60（技術等海外取引に係る連結所得の特別控除）関係
（廃 止）	<p><u>（不動産取引等の所得の金額が当該連結事業年度の個別連結所得金額の1割に満たないかどうかの判定）</u></p> <p>68の60 1 措置法令第39条の87第3項各号に掲げる不動産取引等に係る所得又は損失の金額が当該連結事業年度の個別連結所得金額（措置法令第39条の87第2項に規定する「個別連結所得金額」をいう。以下同じ。）の100分の10に相当する金額に満たないかどうかは、これらの取引に係る所得の金額又は損失の金額をすべて通算して判定するものとする。この場合において、法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第47条若しくは第50条又は措置法第68条の70、第68条の72若しくは第68条の78の規定に係る取引については、当該取引に係る所得及び当該連結事業年度の個別連結所得金額のいずれについても、<u>圧縮記帳、特別勘定の経理、収用等の場合等の連結所得の特別控除の適用をしないで計算した金額によるものとする。</u></p>
（廃 止）	<p><u>（不動産所得がある場合の所得の計算の特例）</u></p> <p>68の60 2 措置法令第39条の87第3項ただし書の規定に該当する場合において、<u>連結法人が同項第2号及び第3号に掲げる不動産取引等に係る収入金額、所得又は損失の金額を個別連結所得金額又は総収入金額に算入しないで計算しているときは、その方法で計算することを継続して行っている場合に限り、これを認めるものとする。</u></p> <p><u>（注）この計算の特例は、連結法人ごとに適用することができる。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(特別の技術による生産方式及びこれに準ずるものの意義)</u></p> <p>68の60 3 措置法令第39条の87第4項に規定する「<u>特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの</u>」とは、<u>特許権、実用新案権及び意匠権の目的にはなっていないが、生産その他事業に関し繰り返し使用し得るまでに形成された技術的又は美術的思想の創作、すなわち特別の原料、処方、機械、器具、工程による等独自の考案又は方法を用いた生産についての方式及びこれらの生産方式に至らない程度の秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、通常ノウ・ハウと呼ばれるものはもちろん、機械等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるものであるが、海外における技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しないことに留意する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(第三者を通ずる取引)</u></p> <p>68の60 4 措置法第68条の60第2項の<u>かっこ書の第三者を通じて行った技術役務の提供は、その取引を行った者の技術等海外取引に該当するのであるから、当該第三者については技術等海外取引に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 連結法人が技術役務の提供を貿易商社等の第三者を介して行う場合であっても、当該貿易商社等が自己の計算において行うものは、当該かっこ書に規定する第三者を通ずる取引には該当しない。</u></p>
(廃止)	<p><u>(生産設備の建設等に関する技術役務の提供)</u></p> <p>68の60 5 措置法第68条の60第2項第1号に規定する「<u>調査、企画、立案、助言、設計、監督又は検査に係る役務の提供で生産設備及びこれに準ずるものの建設又は製造に関するもの</u>」とは、<u>連結法人が専門的な科学技術に関する</u></p>

る知識として一般的に認識される程度の知識に基づき、相手方の注文に応じ現地のそれぞれの具体的な事情に適応する生産設備等の建設又は製造に関する調査、企画、立案、助言、設計、監督又は検査（以下「調査、企画等」という。）に係る役務の提供で通常生産設備等の建設又は製造自体とは区分して独立の価値があるものとされるもののうち、措置法令第39条の87第4項第1号から第4号までに掲げる要件のすべてに該当するものをいうことに留意する。

（廃止）

（建設等と併せて行った場合の技術役務の提供）

68の60 6 連結法人が一定の科学技術に関する知識に基づいて調査、企画等を行い、併せて自ら当該調査、企画等の結果に基づき現地において生産設備等の建設等をした場合において、連結法人が当該調査、企画等に係る役務だけを提供することとした場合に、その提供が68の60 5に定める技術役務の提供に該当すると認められるものであるときは、当該調査、企画等に係る役務の提供を独立して技術役務の提供として取り扱うことができるものとする。

（廃止）

（技術役務の提供と工業所有権等の提供との関係）

68の60 7 措置法第68条の60第2項に規定する技術役務の提供には、措置法令第39条の87第4項本文かっこ書の工業所有権等の提供は含まれないのであるが、その取引が技術役務の提供に該当するかどうかは、次に掲げる両者の差異、提供された役務又は権利の実態、契約の内容等を勘案して個々に判定することに留意する。

技術役務の提供	工業所有権等の提供
サービスの性格から一身専属的であり、一般に流通性がない。	取引の対象となる物件そのものが客観的に独立した価値があり、一般に流通性が認められる。

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(アメリカ合衆国及びその属地の意義)</u></p> <p><u>68の60 8 措置法第68条の60第2項の新開発地域に該当しない措置法令第34条第5項に規定する「アメリカ合衆国及びその属地」には、アメリカ合衆国の各州(コロンビア特別区を含む。)並びにウェーク島、グアム島、ジョンストン島、ナバッサ島、ペーカー島、米領ヴァージン諸島、米領サモア及びミッドウェー諸島のほか、プエルト・リコ及び北マリアナ諸島(グアム島を除く。)が含まれることに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(発行済株式)</u></p> <p><u>68の60 9 措置法第68条の60第2項の「発行済株式」には、その株式の発行価額の全部又は一部について払込みが行われていないものも含まれることに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(直接又は間接保有の株式)</u></p> <p><u>68の60 10 連結法人が技術役務の提供の相手方である外国法人との間に措置法第68条の60第2項に定める発行済株式又は出資(当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数の100分の25以上の数の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の特殊の関係にあるかどうかを判定する場合において、措置法令第39条の87第5項第1号に規定するいずれか一方の法人又は同項第2号に規定する同一の者が直接又は間接に保有する株式には、その発行価額の全部又は一部について払込みが行われていないものも含まれるものとする。</u></p> <p><u>(注) 名義株は、その実際の権利者が所有するものとして判定を行うことに留意する。</u></p>

(廃止)

(技術等海外取引のあった日)

68の60 11 措置法第68条の60第1項に規定する技術等海外取引がいつ行われたかは、当該連結法人が税務計算上認められて継続して採用している経理方法により収益として計上すべき日により判定するものとする。

(廃止)

(延払基準を適用した場合の技術等海外取引による収入金額)

68の60 12 連結法人が、技術等海外取引について、法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第63条第1項に規定する延払基準の方法を適用している場合は、その延払基準の方法により計算した収益の額を計上した日を含む連結事業年度の技術等海外取引による収入金額とするものとする。

(廃止)

(利子等の収入金額)

68の60 13 連結法人が、技術等海外取引に係る対価の額につき賦払の方法によりその支払を受けることとしているため、その代金のほかに利子等の收受をすることとしている場合においても、当該利子等は技術等海外取引に係る収入金額には算入しないことに留意する。

(廃止)

(値引き等があった場合の収入金額等の計算)

68の60 14 技術等海外取引について、値引き、割戻し等(以下「値引き等」という。)があった場合には、当該技術等海外取引のあった連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)の技術等海外取引の収入金額から当該値引き等のあった金額に相当する金額を減額するものとする。ただし、連結法人が値引き等のあった連結事業年度の技術等海外取引の収入金額から減額する方法により継続して経理しているときは、これを認めるものとする。

技術等海外取引に対する代金の授受をした後相手方とコミッション、手数料

改 正 後	改 正 前
	<p>料等の名目で代金の一部を授受する場合についても、同様とする。</p> <p><u>(注) 上記の継続経理が行われているかどうかの判定は、連結法人ごとに行うこととなる。</u></p> <p>(廃止) <u>(収入金額から控除すべき支出金額の範囲)</u></p> <p>68の60 15 <u>措置法第68条の60第4項に規定する「役務の提供を行った地域内において支出したもの」には、測量に係る役務の提供に要する資材、人夫等を現地で調達したためこれに対して支払うものその他当該役務の提供のために要する費用として役務提供を行った地域内において支出した一切のものを含むことに留意する。</u></p> <p>(廃止) <u>(技術等海外取引の証明)</u></p> <p>68の60 16 <u>措置法規則第22条の59第3項に定める技術等海外取引に係る証明は、現在のところ経済産業大臣が行うことになっており、その事務は貿易経済協力局貿易振興課が所管していることに留意する。</u></p> <p>(廃止) <u>(連結所得の特別控除とみなし外国税額控除との選択適用)</u></p> <p>68の60 17 <u>技術等海外取引による収入金額に課される外国法人税の額につき、租税条約の規定によるみなし外国税額控除(相手国で軽減又は免除された税額を納付したものとみなして外国税額控除を適用するいわゆるタックス・スペアリング・クレジットをいう。以下68の60 17において同じ。)の適用を受けることができる場合には、当該外国法人税の額が軽減又は免除された収入金額につき措置法第68条の60第1項に規定する連結所得の特別控除とみなし外国税額控除とのいずれかを選択適用することになるのであるから、同項の規定の適用を受けた収入金額に係る外国法人税の額については、みなし外</u></p>

(廃 止)

国税額控除の適用を受けることはできないことに留意する。

(注) みなし外国税額控除の適用を受ける連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下「連結事業年度等」という。)が、当該技術等海外取引に係る収入金額を益金の額に算入すべき日を含む連結事業年度(以下「収益計上連結事業年度」という。)後の連結事業年度等となる場合には、当該収益計上連結事業年度において、当該益金の額に算入すべき技術等海外取引に係る収入金額につき同項に規定する連結所得の特別控除とみなし外国税額控除とのいずれを適用するか選択することとなる。

(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)

68の60 18 措置法第68条の60第6項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」とは、連結確定申告書等に記載された損金算入額そのものではなく、当該連結確定申告書等に記載された事項を基礎として計算する場合に損金の額に算入することができる正当額をいうものとする。したがって、連結所得金額等の更正の結果、損金の額に算入することができる金額が当該正当額を超えても、損金の額に算入すべき金額には影響を及ぼさないことに留意する。

三十一 第68条の61 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(金属鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>68の61 13措置法令第34条第11項各号.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(金属鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>68の61 13措置法令第34条の2第11項各号.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(参考)</p> <p>(石炭鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>68の61 14</p> <p>.....措置法令第34条第11項第3号及び第4号.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(石油及び可燃性天然ガス鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>68の61 15</p> <p>.....措置法令第34条第11項第1号から第3号まで.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(参考)</p>	<p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(参考)</p> <p>(石炭鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>68の61 14</p> <p>.....措置法令第34条の2第11項第3号及び第4号.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(石油及び可燃性天然ガス鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>68の61 15</p> <p>.....措置法令第34条の2第11項第1号から第3号まで.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(参考)</p>

三十二 第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算)</p> <p>68の68(1) 19</p> <p>(算式)</p>	<p>(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算)</p> <p>68の68(1) 19</p> <p>(算式)</p>

$$\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数}} \times \text{発行法人の発行済株式等の総数} + \text{発行法人が有する負債の金額（退職給与引当金の額を含む。）}$$

（代行買収により代替地が買い取られる場合の除外規定の不適用）

68の68(5) 11
措置法令第38条の4第12項第3号.....

（収用対償地の買取りに係る契約方式）

68の68(5) 12
措置法令第38条の4第12項第3号.....
 (1)
 (2)

（建築面積等の意義）

68の68(5) 15 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第5号及び第7号に規定する建築面積、同項第6号に規定する延べ面積並びに措置法令第38条の4第17項第2号口に規定する敷地面積は、それぞれ建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積、同項第4号に規定する延べ面積及び同項第1号に規定する敷地面積によるものとする。

（建築物を2以上の者が建築する場合の取扱い）

68の68(5) 16措置法第62条の3第4項第7号.....
 同項第14号.....
 (1) 措置法第62条の3第4項第7号.....同項第14号.....
 ...
 (2) 措置法第62条の3第4項第7号.....

$$\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数}} \times \text{発行法人の発行済株式等の総数} + \text{発行法人が有する負債の金額（退職給与引当金及び賞与引当金の額を含む。）}$$

（代行買収により代替地が買い取られる場合の除外規定の不適用）

68の68(5) 11
措置法令第38条の4第12項第2号.....

（収用対償地の買取りに係る契約方式）

68の68(5) 12
措置法令第38条の4第12項第2号.....
 (1)
 (2)

（建築面積等の意義）

68の68(5) 15 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第6号に規定する建築面積及び措置法令第38条の4第15項第2号口に規定する敷地面積は、それぞれ建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積及び同項第1号に規定する敷地面積によるものとする。

（建築物を2以上の者が建築する場合の取扱い）

68の68(5) 16措置法第62条の3第4項第6号.....
 同項第13号.....
 (1) 措置法第62条の3第4項第6号.....同項第13号.....
 ...
 (2) 措置法第62条の3第4項第6号.....

改 正 後	改 正 前
(3) <u>同項第14号イ</u>	(3) <u>同項第13号イ</u>
(一団の宅地の面積の判定)	(一団の宅地の面積の判定)
68の68(5) 17措置法第62条の3第4項第9号イ、第11号イ又は第12号イ.....	68の68(5) 17措置法第62条の3第4項第8号イ、第10号イ又は第11号イ.....
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)	(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)
68の68(5) 18措置法第62条の3第4項第9号、第10号及び第11号..... <u>同項第9号ロ</u>	68の68(5) 18措置法第62条の3第4項第8号、第9号及び第10号..... <u>同項第8号ロ</u>
(宅地の造成の意義)	(宅地の造成の意義)
68の68(5) 19措置法第62条の3第4項第9号.....	68の68(5) 19措置法第62条の3第4項第8号.....
(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)	(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)
68の68(5) 20措置法第62条の3第4項第11号又は第12号.....	68の68(5) 20措置法第62条の3第4項第10号又は第11号.....
.....
(注)	(注)
..... <u>同項第11号</u> <u>同項第10号</u>
(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)	(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)
68の68(5) 21措置法規則第21条の19第2項第9号又は第12号.....措置法第62条の3第4項第9号又は第12号.....措	68の68(5) 21措置法規則第21条の19第2項第8号又は第11号.....措置法第62条の3第4項第8号又は第11号.....措

置法規則第21条の19第9項第2号イ及びロ.....

(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)

68の685) 22

- (1)
- (2) 同項第7号.....
- (3) 同項第9号、第11号又は第12号.....
- (4) 同項第13号.....

(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)

68の685) 23措置法第62条の3第4項第13号又は第14号.....
.....同項第13号本文かっこ書.....

(注) 同項第7号.....

(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)

68の685) 24措置法第62条の3第4項第13号ロ.....
...

(床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)

68の685) 25措置法令第38条の4第25項第3号.....
...

(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)

68の685) 26措置法第62条の3第4項第13号二.....
...

置法規則第21条の19第8項第2号イ及びロ.....

(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)

68の685) 22

- (1)
- (2) 同項第6号.....
- (3) 同項第8号、第10号又は第11号.....
- (4) 同項第12号.....

(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)

68の685) 23措置法第62条の3第4項第12号又は第13号.....
.....同項第12号本文かっこ書.....

(注) 同項第6号.....

(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)

68の685) 24措置法第62条の3第4項第12号ロ.....
...

(床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)

68の685) 25措置法令第38条の4第23項第3号.....
...

(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)

68の685) 26措置法第62条の3第4項第12号二.....
...

改 正 後	改 正 前
<p>(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)</p> <p>68の685) 27措置法第62条の3第4項第13号.....</p>	<p>(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)</p> <p>68の685) 27措置法第62条の3第4項第12号.....</p>
<p>(換地処分後の土地等の譲渡)</p> <p>68の685) 28措置法第62条の3第4項第14号.....</p>	<p>(換地処分後の土地等の譲渡)</p> <p>68の685) 28措置法第62条の3第4項第13号.....</p>
<p>(一の住宅の意義等)</p> <p>68の685) 29措置法令第38条の4第27項..... (注)措置法第62条の3第4項第14号.....</p>	<p>(一の住宅の意義等)</p> <p>68の685) 29措置法令第38条の4第25項..... (注)措置法第62条の3第4項第13号.....</p>
<p>(併用住宅の場合)</p> <p>68の685) 30措置法第62条の3第4項第14号..... (注)措置法令第38条の4第27項.....</p>	<p>(併用住宅の場合)</p> <p>68の685) 30措置法第62条の3第4項第13号..... (注)措置法令第38条の4第25項.....</p>
<p>(床面積の意義)</p> <p>68の685) 31措置法第62条の3第4項第13号口、措置法令第38条の4第25項第3号、同項第4号、同条第27項第1号.....措置法規則第21条の19第2項第14号.....</p>	<p>(床面積の意義)</p> <p>68の685) 31措置法第62条の3第4項第12号口、措置法令第38条の4第23項第3号、同項第4号、同条第25項第1号.....措置法規則第21条の19第2項第13号.....</p>

（国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合）

68の68(5) 32措置法規則第21条の19第9項第1号イ(1).....
措置法規則第21条の19第9項第1号イ(1).....

（国土利用計画法の届出をして買い取られる場合）

68の68(5) 33措置法規則第21条の19第9項第1号イ(2).....
措置法規則第21条の19第9項第1号イ(2).....
 (1)
 (2)

（確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類）

68の68(5) 34
同条第4項第9号から第14号まで.....措置法第62
 条の3第4項第9号から第14号まで.....措置法規則第21条の19第
 2項第9号から第14号まで.....

（取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分）

68の68(6) 6
措置法令第38条の4第33項第1号.....

（土地等以外の資産がある場合の取得日）

68の68(6) 7
措置法令第38条の4第33項第1号及び第2号.....

（取得日の異なる土地等がある場合の区分）

68の68(6) 8

（国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合）

68の68(5) 32措置法規則第21条の19第8項第1号イ(1).....
措置法規則第21条の19第8項第1号イ(1).....

（国土利用計画法の届出をして買い取られる場合）

68の68(5) 33措置法規則第21条の19第8項第1号イ(2).....
措置法規則第21条の19第8項第1号イ(2).....
 (1)
 (2)

（確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類）

68の68(5) 34
同条第4項第8号から第13号まで.....措置法第62
 条の3第4項第8号から第13号まで.....措置法規則第21条の19第
 2項第8号から第13号まで.....

（取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分）

68の68(6) 6
措置法令第38条の4第31項第1号.....

（土地等以外の資産がある場合の取得日）

68の68(6) 7
措置法令第38条の4第31項第1号及び第2号.....

（取得日の異なる土地等がある場合の区分）

68の68(6) 8

改 正 後	改 正 前
<p>.....措置法令第38条の4第33項第1号及び第2号.....</p> <p>(注)</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>68の68(6) 10措置法令第38条の4第29項又は第30項.....</p> <p>.....同条第28項.....</p> <p>(注)</p> <p>.....措置法第62条の3第4項第9号から第14号まで.....</p> <p>.....</p> <p>(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>68の68(6) 11</p> <p>.....措置法第62条の3第4項第9号から第14号まで.....</p> <p>...</p> <p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)</p> <p>68の68(6) 12</p> <p>.....措置法規則第21条の19第9項各号.....</p>	<p>.....措置法令第38条の4第31項第1号及び第2号.....</p> <p>(注)</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>68の68(6) 10措置法令第38条の4第27項又は第28項.....</p> <p>.....同条第26項.....</p> <p>(注)</p> <p>.....措置法第62条の3第4項第8号から第13号まで.....</p> <p>.....</p> <p>(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>68の68(6) 11</p> <p>.....措置法62条の3第4項第8号から第13号まで.....</p> <p>.....</p> <p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)</p> <p>68の68(6) 12</p> <p>.....措置法規則第21条の19第8項各号.....</p>

三十三 第68条の69（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算）</p> <p>68の69.1) 20</p> <p>（算式）</p> $\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数}} \times \frac{\text{発行法人の発行済株式等の総数} + \text{発行法人が有する負債の金額（退職給与引当金の額を含む。）}}{\text{発行法人の発行済株式等の総数}}$ <p>（地方公共団体の出資又はきょ出により設立された法人の意義）</p> <p>68の69.5) 2 措置法令第39条の98第7項に係る措置法令第38条の5第6項第2号イ.....</p> <p>（いわゆる売建方式による場合の土地の引渡しの時期）</p> <p>68の69.5) 5</p> <p>.....措置法令第39条の98第12項.....</p> <p>（公募売れ残り品の譲渡）</p> <p>68の69.5) 10</p> <p>.....措置法令第39条の98第9項.....</p> <p>（注）</p> <p>（公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式）</p> <p>68の69.5) 14</p> <p>付表</p>	<p>（総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算）</p> <p>68の69.1) 20</p> <p>（算式）</p> $\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数}} \times \frac{\text{発行法人の発行済株式等の総数} + \text{発行法人が有する負債の金額（退職給与引当金の額及び賞与引当金の額を含む。）}}{\text{発行法人の発行済株式等の総数}}$ <p>（地方公共団体の出資又はきょ出により設立された法人の意義）</p> <p>68の69.5) 2 措置法令第39条の98第6項に係る措置法令第38条の5第5項第2号イ.....</p> <p>（いわゆる売建方式による場合の土地の引渡しの時期）</p> <p>68の69.5) 5</p> <p>.....措置法令第39条の98第11項.....</p> <p>（公募売れ残り品の譲渡）</p> <p>68の69.5) 10</p> <p>.....措置法令第39条の98第8項.....</p> <p>（注）</p> <p>（公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式）</p> <p>68の69.5) 14</p> <p>付表</p>

改 正 後					改 正 前				
課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に該当する事実を証する明細書					課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に該当する事実を証する明細書				
		連結 事業 年度	法人 名				連結 事業 年度	法人 名	
譲 渡 資 産 等 の 明 細	土地の譲渡等の内容	1	措置法第68条の69第3項第 号該当	措置法第68条の69第3項第 号該当	土地の譲渡等の内容	1	措置法第68条の69第3項第 号該当	措置法第68条の69第3項第 号該当	
	土地等の種類	2			土地等の種類	2			
	土地等の所在地	3			土地等の所在地	3			
	一団の宅地の面積	4	平方メートル	平方メートル	一団の宅地の面積	4	平方メートル	平方メートル	
	同上のうち当期において譲渡等を行うこととした土地等の面積	5	外	件	外	件	外	件	
	同上のうち当期において公募の対象とした土地等の面積	6	外	件	外	件	外	件	
	同上のうち当期において譲渡等をした土地等の面積	7	外	件	外	件	外	件	
	「5」のうち当期において公募をしないで譲渡等をした土地等の面積	8	外	件	外	件	外	件	
公 募 要 件 に 該 当 す	公 募 の 方 法	9			公 募 の 方 法	9			
	公募年月日又は期間	10	.. ~ ~ ..	公募年月日又は期間	10	.. ~ ~ ..	
	公募を実施した地域	11			公募を実施した地域	11			
	売 出 期 間	12	.. ~ ~ ..	売 出 期 間	12	.. ~ ~ ..	
	応募者の範囲	13			応募者の範囲	13			

る 事 実 等	一部の土地等につき公 募をしなかった理由	14		
	措置法令第39条の98第 23項に該当する土地の 譲渡等の場合	15		
備 考				

**課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に
該当する事実を証する明細書の記載の仕方**

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15 「措置法令第39条の98第23項.....措置法令第39条の98第23項
.....措置法規則第22条の63第2項.....措置法令第39
条の98第23項第1号該当.....措置法規則第22条の63第2項.....
.....

る 事 実 等	一部の土地等につき公 募をしなかった理由	14		
	措置法令第39条の98第 22項に該当する土地の 譲渡等の場合	15		
備 考				

**課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に
該当する事実を証する明細書の記載の仕方**

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15 「措置法令第39条の98第22項.....措置法令第39条の98第22項
.....措置法規則第22条の63第3項.....措置法令第39
条の98第22項第1号該当.....措置法規則第22条の63第3項.....
.....

改 正 後	改 正 前
<p>(1,000平方メートル未満の優良宅地等の適正価格の判定)</p> <p>68の69(5) 15措置法令第39条の98第14項..... (1) (注)措置法令第39条の98第10項各号..... (2) (注) (3)</p> <p>(災害により滅失した家屋の意義)</p> <p>68の69(5) 16 措置法令第39条の98第16項.....</p> <p>(主として居住の用に供していた家屋の意義)</p> <p>68の69(5) 17 措置法令第39条の98第16項..... (注)</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68の69(6) 6措置法令第39条の98第24項.....措置 法令第38条の4第33項第1号.....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68の69(6) 7措置法令第39条の98第24項.....措置 法令第38条の4第33項第1号及び第2号.....</p>	<p>(1,000平方メートル未満の優良宅地等の適正価格の判定)</p> <p>68の69(5) 15措置法令第39条の98第13項..... (1) (注)措置法令第39条の98第9項各号..... (2) (注) (3)</p> <p>(災害により滅失した家屋の意義)</p> <p>68の69(5) 16 措置法令第39条の98第15項.....</p> <p>(主として居住の用に供していた家屋の意義)</p> <p>68の69(5) 17 措置法令第39条の98第15項..... (注)</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68の69(6) 6措置法令第39条の98第23項.....措置 法令第38条の4第31項第1号.....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68の69(6) 7措置法令第39条の98第23項.....措置 法令第38条の4第31項第1号及び第2号.....</p>

(取得日の異なる土地等がある場合の区分)

68の69(6) 8措置法令第39条の98第24項.....措置
法令第38条の4第33項第1号及び第2号.....
(注)

(取得日の異なる土地等がある場合の区分)

68の69(6) 8措置法令第39条の98第23項.....措置
法令第38条の4第31項第1号及び第2号.....
(注)

三十四 第68条の70～第68条の73 (収用等の場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特別勘定に経理した後に資産の取壊し等をした場合の調整)</p> <p>68の70(3) 13</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....措置法第68条の71第12項各号.....</p> <p>(3)</p> <p>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p>68の70(3) 22 措置法第68条の71第11項に規定する特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかは、その特別勘定の対象となる譲渡した資産のそれぞれの特別勘定の金額ごとに判定することに留意する。</p>	<p>(特別勘定に経理した後に資産の取壊し等をした場合の調整)</p> <p>68の70(3) 13</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....措置法第68条の71第11項各号.....</p> <p>(3)</p> <p>(新 設)</p>

三十五 第68条の76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)</p> <p>68の76 2</p> <p>.....措置法規則第22条の68に規定する「第22条の6第4項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類」の添付.....</p>	<p>(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)</p> <p>68の76 2</p> <p>.....措置法規則第22条の68に係る措置法規則第22条の6第4項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類の添付.....</p>

三十六 第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（事務所等の建物及びその附属設備の範囲）</p> <p>68の78(1) 17措置法令第39条の7第2項.....</p>	<p>（事務所等の建物及びその附属設備の範囲）</p> <p>68の78(1) 17措置法令第39条の7第3項.....</p>
<p>（福利厚生施設の範囲）</p> <p>68の78(1) 18措置法令第39条の7第2項.....</p>	<p>（福利厚生施設の範囲）</p> <p>68の78(1) 18措置法令第39条の7第3項.....</p>
<p>（所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用）</p> <p>68の78(1) 22</p> <p> 同表の第19号の上欄.....</p> <p> (注)</p> <p> 措置法令第39条の106第26項各号.....</p>	<p>（所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用）</p> <p>68の78(1) 22</p> <p> 同表の第18号の上欄及び第19号の上欄.....</p> <p> (注)</p> <p> 措置法令第39条の106第27項各号.....</p>
<p>（既成市街地等に含まれない埋立地の範囲）</p> <p>68の78(1) 23</p> <p> 措置法令第39条の7第2項.....</p>	<p>（既成市街地等に含まれない埋立地の範囲）</p> <p>68の78(1) 23</p> <p> 措置法令第39条の7第3項.....</p>
<p>（市街地整備計画を有している地域）</p> <p>68の78(1) 25措置法令第39条の7第5項第3号.....</p> <p> ...</p>	<p>（市街地整備計画を有している地域）</p> <p>68の78(1) 25措置法令第39条の7第6項第3号.....</p> <p> ...</p>
<p>（建築面積等の意義）</p> <p>68の78(1) 26</p> <p> 措置法令第39条の7第8項第3号.....</p>	<p>（建築面積等の意義）</p> <p>68の78(1) 26</p> <p> 措置法令第39条の7第9項第3号.....</p>

(床面積の5分の3以上に相当する部分が専ら住居の用途に供されているかどうかの判定)

68の78(1) 27措置法令第39条の7第8項第3号.....

...

(土地の有効利用のための買換え)

68の78(1) 28

.....措置法令第39条の7第8項.....

(注)

(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)

68の78(1) 37

.....措置法令第39条の106第10項.....

(1)

(2)

(3)

(買換取得資産等の取得の日)

68の78(1) 38 措置法第68条の78第1項の表の第1号又は第19号.....

.....措置法令第39条の106第26項各号.....

(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)

68の78(1) 39 措置法第68条の78第1項の表の第1号又は第19号.....

...

(1)

(2)

(床面積の5分の3以上に相当する部分が専ら住居の用途に供されているかどうかの判定)

68の78(1) 27措置法令第39条の7第9項第3号.....

...

(土地の有効利用のための買換え)

68の78(1) 28

.....措置法令第39条の7第9項.....

(注)

(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)

68の78(1) 37

.....措置法令第39条の106第11項.....

(1)

(2)

(3)

(買換取得資産等の取得の日)

68の78(1) 38 措置法第68条の78第1項の表の第1号、第18号又は第19号.....

.....措置法令第39条の106第27項各号.....

(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)

68の78(1) 39 措置法第68条の78第1項の表の第1号、第18号又は第19号.....

.....

(1)

(2)

改 正 後	改 正 前
<p>(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)</p> <p>68の78(1) 40</p> <p>.....措置法第68条の78第1項の表の第1号又は第19号.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>.....同項の表の第1号又は第19号.....</p> <p>(2)</p>	<p>(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)</p> <p>68の78(1) 40</p> <p>.....措置法第68条の78第1項の表の第1号、第18号又は第19号...</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>.....同項の表の第1号、第18号又は第19号.....</p> <p>(2)</p>
<p>(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)</p> <p>68の78(1) 41</p> <p>.....措置法第68条の78第1項の表の第1号又は第19号.....</p> <p>.....</p>	<p>(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)</p> <p>68の78(1) 41</p> <p>.....措置法第68条の78第1項の表の第1号、第18号又は第19号...</p> <p>.....</p>
<p>(差益割合の計算)</p> <p>68の78(3) 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>措置法令第39条の106第29項</u>.....<u>同条第24項</u>...</p> <p>.....</p>	<p>(差益割合の計算)</p> <p>68の78(3) 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>措置法令第39条の106第32項</u>.....<u>同条第25項</u>...</p> <p>.....</p>
<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>68の78(3) 12</p>	<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>68の78(3) 12</p>

.....措置法第68条の10から第68条の27まで及び第68条の29から第68条の36まで.....

(1)

(2)

(注) 1

.....

2

.....

(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)

68の78(3) 13

.....措置法第68条の10から第68条の27まで、第68条の29及び第68条の32から第68条の36まで.....

(取得指定期間の認定)

68の78(4) 1

.....措置法令第39条の106第10項.....

(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)

68の78(4) 2

.....措置法令第39条の106第10項.....

(1)

(2)

(3)

(取得指定期間の再延長)

68の78(4) 3

.....措置法第68条の10から第68条の37まで.....

(1)

(2)

(注) 1

.....

2

.....

(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)

68の78(3) 13

.....措置法第68条の10から第68条の29まで及び第68条の32から第68条の37まで.....

(取得指定期間の認定)

68の78(4) 1

.....措置法令第39条の106第11項.....

(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)

68の78(4) 2

.....措置法令第39条の106第11項.....

(1)

(2)

(3)

(取得指定期間の再延長)

68の78(4) 3

改 正 後	改 正 前
.....措置法令第39条の106第10項.....措置法令第39条の106第11項.....
(特別勘定を設定した場合の取得資産)	(特別勘定を設定した場合の取得資産)
68の78.4) 7	68の78.4) 7
(1) 措置法第65条の8第15項又は第68条の79第16項.....	(1) 措置法第65条の8第15項又は第68条の79第15項.....
(2)	(2)
(注)	(注)
(取得をする見込みである資産に係る書類)	(取得をする見込みである資産に係る書類)
68の78.4) 8	68の78.4) 8
付表	付表
特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の 取得予定資産の明細書の記載の仕方	特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の 取得予定資産の明細書の記載の仕方
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6 <u>「特別勘定金額の計算」の各欄は、譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが一つの場合には、別表十三(五)の「特別勘定に経理した金額33」、「繰入限度超過額36」、「当初の特別勘定の金額37」の金額を移記します。また、特別勘定を設けた資産が2以上ある場合には、各資産ごとのそれぞれの金額を個別に計算して記載します。</u>	
7	6
8	7

<p>9</p> <p>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p>68の78.4) 9 措置法第68条の79第11項に規定する特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかについては、68の70(3) 22の取扱いを準用する。</p> <p>(法第50条との選択適用)</p> <p>68の78.5) 1</p> <p>.....措置法令第39条の106第45項.....</p>	<p>8</p> <p>(新設)</p> <p>(法第50条との選択適用)</p> <p>68の78.5) 1</p> <p>.....措置法令第39条の106第47項.....</p>
---	---

三十七 第68条の82及び第68条の83（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第68条の82及び第68条の83（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）関係</p> <p>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p>68の82 7 措置法第68条の83第12項に規定する特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかについては、68の70(3) 22の取扱いを準用する。</p>	<p>第68条の82（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）関係</p> <p>(新設)</p>

三十八 第68条の84及び第68条の85（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p>68の84 16 措置法第68条の85第12項に規定する特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかについては、68の70(3) 22の取扱いを準用する。</p>	<p>(新設)</p>